

序 文

洲本市街地の中央南側、曲田山麓に位置する旧益習館庭園は、江戸時代に城下町建設の際に石切場として使用された場所で、その役目を終えた後、徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘庭園として作庭されたのがはじまりです。

その後、幕末には稲田家の学問所となり「益習館」と称されました。益習館は、明治3年（1870）の庚午事変で徳島藩士の襲撃を受けて焼失しましたが、庭園は残りました。

その後、幾度か所有者が変わり、平成25年（2013）に洲本市に寄贈され、平成31年（2019）に国の名勝に指定されました。

本庭園が国の名勝に指定され5年を経ました。この間、令和4年（2022）3月に『名勝旧益習館庭園保存活用計画』を策定し、本庭園の現状及び将来あるべき姿をまとめました。そして、本庭園が「地域憩いの場」「地域の活用拠点」となるべく、地元住民の方々の意見交換会の実施や、様々なイベントの開催を通して、その活用方法を模索してきました。

そしてこの度、保存活用計画に基づく『名勝旧益習館庭園整備基本計画』を策定しました。これからは、本庭園が国名勝庭園としてその文化財的価値を後世に引き継ぎ、そして地域に永く活用される拠点施設となるため、整備を進めてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、ご指導いただいた名勝旧益習館庭園整備基本計画策定委員会の皆様をはじめ、本庭園に携わるすべての方々に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

洲本市教育委員会
教育長 本條 滋人